

内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道
- 二 構造改革特別区域の名称 小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名寄市、千歳市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道厚田郡厚田村及び夕張郡長沼町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） サテライト型障害者施設設置事業（九三〇）

内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道及び札幌市
- 二 構造改革特別区域の名称 さっぽろベンチャー創出特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 函館市
- 二 構造改革特別区域の名称 マリン・フロンティア科学技術研究特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 函館市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 室蘭市及び登別市並びに北海道白老郡白老町
- 二 構造改革特別区域の名称 室蘭登別白老広域連携福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 室蘭市及び登別市並びに北海道白老郡白老町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 釧路市
- 二 構造改革特別区域の名称 釧路市ハートフルセダン型特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 釧路市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 網走市
- 二 構造改革特別区域の名称 網走市オホーツクふれ愛輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 網走市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 留萌市
- 二 構造改革特別区域の名称 留萌市ふれあいセダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 留萌市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 美唄市
- 二 構造改革特別区域の名称 美唄市情報処理技術者育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 美唄市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 土別市
- 二 構造改革特別区域の名称 土別市安心・安全輸送セダン型特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 土別市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 砂川市
- 二 構造改革特別区域の名称 砂川市セダン型輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 砂川市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 エルフィントウン北広島セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北広島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石狩市
- 二 構造改革特別区域の名称 石狩市あい風はこぶ福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 石狩市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道石狩郡新篠津村
- 二 構造改革特別区域の名称 新篠津村福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道石狩郡新篠津村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道松前郡松前町
- 二 構造改革特別区域の名称 松前町ふれあいステーション輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道松前郡松前町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道茅部郡森町
- 二 構造改革特別区域の名称 森町ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道茅部郡森町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道檜山郡厚沢部町
- 二 構造改革特別区域の名称 厚沢部町セダン型車両輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道檜山郡厚沢部町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道久遠郡せたな町
- 二 構造改革特別区域の名称 せたな町ふれあい輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道久遠郡せたな町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月六日内閣府告示第八百五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道虻田郡真狩村
- 二 構造改革特別区域の名称 真狩村ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道虻田郡真狩村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道虻田郡京極町
- 二 構造改革特別区域の名称 京極町ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道虻田郡京極町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道虻田郡倶知安町
- 二 構造改革特別区域の名称 倶知安町 J a g a t a W T セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道虻田郡倶知安町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） N P O 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道岩内郡岩内町
- 二 構造改革特別区域の名称 いきいき・あんしん・いわない輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道岩内郡岩内町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道積丹郡積丹町
- 二 構造改革特別区域の名称 積丹町愛の架け橋セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道積丹郡積丹町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道古平郡古平町
- 二 構造改革特別区域の名称 古平町ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道古平郡古平町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道余市郡仁木町
- 二 構造改革特別区域の名称 優しい心の仁木町地域福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道余市郡仁木町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡南幌町
- 二 構造改革特別区域の名称 南幌町くらしの架け橋セダン型車両輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道空知郡南幌町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡奈井江町
- 二 構造改革特別区域の名称 奈井江町セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道空知郡奈井江町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道夕張郡由仁町
- 二 構造改革特別区域の名称 風薫る福祉輸送ユニ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道夕張郡由仁町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道夕張郡長沼町
- 二 構造改革特別区域の名称 長沼町やすらぎ輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道夕張郡長沼町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道夕張郡栗山町
- 二 構造改革特別区域の名称 栗山町お出かけセダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道夕張郡栗山町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道樺戸郡月形町
- 二 構造改革特別区域の名称 月形町ふらわーサポートセダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道樺戸郡月形町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡東神楽町
- 二 構造改革特別区域の名称 東神楽町福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡東神楽町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡当麻町
- 二 構造改革特別区域の名称 当麻町いきいきサポートセダン型特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡当麻町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡南富良野町
- 二 構造改革特別区域の名称 南富良野町福祉有償輸送セダン型特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道空知郡南富良野町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡剣淵町
- 二 構造改革特別区域の名称 剣淵町ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡剣淵町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百三二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡下川町
- 二 構造改革特別区域の名称 森林と人が輝くまち下川町福祉に優しい移送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡下川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第四百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道苫前郡苫前町
- 二 構造改革特別区域の名称 苫前町しあわせ有償輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道苫前郡苫前町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道苫前郡初山別村
- 二 構造改革特別区域の名称 初山別村夢とロマンと星の村セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道苫前郡初山別村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道天塩郡幌延町
- 二 構造改革特別区域の名称 幌延町ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道天塩郡幌延町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道天塩郡豊富町
- 二 構造改革特別区域の名称 豊富町福祉有償輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道天塩郡豊富町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月六日内閣府告示第百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道礼文郡礼文町
- 二 構造改革特別区域の名称 フラワーアイランド礼文輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道礼文郡礼文町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道網走郡大空町
- 二 構造改革特別区域の名称 大空ふれあい福祉輸送セダン型特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道網走郡大空町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道網走郡美幌町
- 二 構造改革特別区域の名称 長生きを楽しめる美幌町福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道網走郡美幌町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道網走郡津別町
- 二 構造改革特別区域の名称 津別町福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道網走郡津別町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道斜里郡清里町
- 二 構造改革特別区域の名称 清里町おもいやり運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道斜里郡清里町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道斜里郡小清水町
- 二 構造改革特別区域の名称 小清水町ふれあい輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道斜里郡小清水町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道紋別郡上湧別町
- 二 構造改革特別区域の名称 上湧別町心やすらぐセダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道紋別郡上湧別町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道沙流郡日高町
- 二 構造改革特別区域の名称 日高門別とねっこ輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道沙流郡日高町の区域の一部（旧門別町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一ニ〇六（一ニ二六））

内閣府告示第百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道日高郡新ひだか町
- 二 構造改革特別区域の名称 静内ふつうの車で安心輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道日高郡新ひだか町の区域の一部（旧静内町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一ニ〇六（一ニ二六））

内閣府告示第百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道浦河郡浦河町
- 二 構造改革特別区域の名称 浦河町あんしん支え合いセダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道浦河郡浦河町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道様似郡様似町
- 二 構造改革特別区域の名称 様似町アポイの樹風輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道様似郡様似町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道幌泉郡えりも町
- 二 構造改革特別区域の名称 えりも町ハートフルサービスタランスポート
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道幌泉郡えりも町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道河東郡音更町
- 二 構造改革特別区域の名称 音更町ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道河東郡音更町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道中川郡幕別町
- 二 構造改革特別区域の名称 幕別町福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道中川郡幕別町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道中川郡豊頃町
- 二 構造改革特別区域の名称 豊頃町ふれ愛協働のまち輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道中川郡豊頃町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道中川郡本別町
- 二 構造改革特別区域の名称 人にやさしい、温もりある福祉のまち輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道中川郡本別町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道十勝郡浦幌町
- 二 構造改革特別区域の名称 浦幌町福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道十勝郡浦幌町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道厚岸郡厚岸町
- 二 構造改革特別区域の名称 厚岸町あみか（あつけし・みんなの・かいご）福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道厚岸郡厚岸町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道白糠郡白糠町
- 二 構造改革特別区域の名称 白糠町おたすけ福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道白糠郡白糠町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道野付郡別海町
- 二 構造改革特別区域の名称 別海町ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道野付郡別海町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道目梨郡羅臼町
- 二 構造改革特別区域の名称 世界自然遺産のまち羅臼町福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道目梨郡羅臼町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年五月十二日内閣府告示第百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森市
- 二 構造改革特別区域の名称 青森市障害者デイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 青森市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 盛岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 盛岡市eビジネス創造人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 盛岡市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎ地域生活支援サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 石巻市、古川市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市及び東松島市並びに宮城県柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町、黒川郡大和町、大郷町、富谷町及び大衡村、加美郡色麻町、加美町、志田郡松山町、三本木町及び鹿島台町、遠田郡小牛田町、涌谷町及び南郷町、牡鹿郡女川町並びに本吉郡志津川町及び歌津町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。() 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業(九〇六)

内閣府告示第百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎ中心市街地活性化古川にぎわい特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 古川市の区域の一部（駅前、台町、七日町地区の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二）

内閣府告示第百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎIT人材すくすく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月六日内閣府告示第八百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 二 構造改革特別区域の名称 仙台市セダン型福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際知的産業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 白石市及び角田市並びに宮城県刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町
- 二 構造改革特別区域の名称 仙南地区セダン型福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 白石市及び角田市並びに宮城県刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六）（一二二六）

内閣府告示第百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県黒川郡大和町及び大郷町
- 二 構造改革特別区域の名称 緑豊かな町たいわ・おおさと生き生き福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県黒川郡大和町及び大郷町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第三百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年一月十三日内閣府告示第二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県及び秋田市
- 二 構造改革特別区域の名称 秋田デイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県
- 二 構造改革特別区域の名称 山形県東南村山・北村山・置賜地区福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形市、米沢市、上山市、長井市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市並びに山形県東村山郡山辺町及び中山町、北村山郡大石田町、東置賜郡高畠町及び川西町並びに西置賜郡小国町、白鷹町及び飯豊町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六）（一二二六）

内閣府告示第四百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県
- 二 構造改革特別区域の名称 超精密技術集積特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、天童市及び東根市並びに山形県東置賜郡高畠町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び距離基準の延長による保税蔵置

場の設置促進事業（七〇六）

内閣府告示第四百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鶴岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 鶴岡バイオキャンパス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鶴岡市の区域の一部（旧鶴岡市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新庄市
- 二 構造改革特別区域の名称 飛躍に向けた新庄市みらいＩＴ人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新庄市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第四百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県
- 二 構造改革特別区域の名称 知的創造・開発特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 会津若松市及び郡山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十
六日内閣府告示第五百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付け
で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 いわき市
- 二 構造改革特別区域の名称 いわき地域の産業を支える情報化リーダー育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 いわき市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第二に定めるところによる。）（修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試
験を免除する講座開設事業（一一三二）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講
座開設事業（一一三三））

内閣府告示第四百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県伊達郡国見町
- 二 構造改革特別区域の名称 国見町福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福島県伊達郡国見町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第四百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 二 構造改革特別区域の名称 水戸黄門さんまちおこし特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 水戸市の区域の一部（駅前地区・南町地区・泉町地区・大工町地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二）

内閣府告示第四百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 石岡市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 石岡市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第四百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 龍ヶ崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 龍ヶ崎市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 龍ヶ崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第四百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北茨城市
- 二 構造改革特別区域の名称 北茨城市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北茨城市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 取手市
- 二 構造改革特別区域の名称 取手市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 取手市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 牛久市
- 二 構造改革特別区域の名称 牛久市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 牛久市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくば市
- 二 構造改革特別区域の名称 つくば市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 つくば市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 ひたちなか市
- 二 構造改革特別区域の名称 ひたちなか市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 ひたちなか市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 守谷市
- 二 構造改革特別区域の名称 守谷もりもり福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 守谷市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 常陸大宮市
- 二 構造改革特別区域の名称 常陸大宮市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 常陸大宮市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那珂市
- 二 構造改革特別区域の名称 那珂市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那珂市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小美玉市
- 二 構造改革特別区域の名称 小美玉市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小美玉市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 笠間市
- 二 構造改革特別区域の名称 笠間市（旧友部町）NPO等有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 笠間市の区域の一部（旧友部町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県那珂郡東海村
- 二 構造改革特別区域の名称 東海村福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 茨城県那珂郡東海村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県稲敷郡阿見町
- 二 構造改革特別区域の名称 阿見町福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 茨城県稲敷郡阿見町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県稲敷郡河内町
- 二 構造改革特別区域の名称 河内町福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 茨城県稲敷郡河内町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくばみらい市
- 二 構造改革特別区域の名称 つくばみらい市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 つくばみらい市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県北相馬郡利根町
- 二 構造改革特別区域の名称 利根町福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 茨城県北相馬郡利根町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県
- 二 構造改革特別区域の名称 宇都宮にぎわい特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇都宮市の区域の一部（都心部地区及びJR宇都宮駅西口地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二）

内閣府告示第百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県
- 二 構造改革特別区域の名称 栃木県福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県の区域の一部（栃木県の全域のうち旧今市市及び高根沢町を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

内閣府告示第百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日光市
- 二 構造改革特別区域の名称 いまいちネットワークシステム特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日光市の区域の一部（旧今市市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県塩谷郡高根沢町
- 二 構造改革特別区域の名称 高根沢町福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県塩谷郡高根沢町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年六月七日内閣府告示第百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県
- 二 構造改革特別区域の名称 群馬県福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 群馬県の区域の一部（群馬県の全域のうち高崎市域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一ニ〇六（一ニ二六））

内閣府告示第百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年六月七日内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 高崎ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月六日内閣府告示第八百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県
- 二 構造改革特別区域の名称 埼玉県いきいき活動セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県及び和光市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際研究開発・産業創出特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和光市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秩父市
- 二 構造改革特別区域の名称 秩父市障害者地域ケア特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秩父市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 健康福祉千葉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、南房総市及びいすみ市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡東庄町、長生郡睦沢町、長生村及び白子町、夷隅郡御宿町並びに安房郡鋸南町の全域並びに香取市の区域の一部（旧栗源町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。) 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業(九〇六)

内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 ブレーメン福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県の区域の一部（千葉県の全域のうち千葉市、流山市、我孫子市及び印旛郡栄町の区域並びに成田市の区域の一部を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二二六））

内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第三百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 千葉県新産業創出特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉市、松戸市、木更津市及び君津市の全域並びに柏市の区域の一部（柏市の区域のうち旧沼南町を除く区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請

優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉市
- 二 構造改革特別区域の名称 千葉市健康福祉有償運送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 成田市
- 二 構造改革特別区域の名称 ふれあいセダン特区成田
- 三 構造改革特別区域の範囲 成田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一三〇六（一三二六））

内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 流山市
- 二 構造改革特別区域の名称 流山福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 流山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 我孫子市
- 二 構造改革特別区域の名称 我孫子市福祉運送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 我孫子市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県印旛郡栄町
- 二 構造改革特別区域の名称 栄町福祉有償運送サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県印旛郡栄町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都文京区
- 二 構造改革特別区域の名称 文京区IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都文京区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三三）

内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都品川区
- 二 構造改革特別区域の名称 品川区ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都品川区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都大田区
- 二 構造改革特別区域の名称 大田区福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都大田区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年四月三十日内閣府告示第百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都世田谷区
- 二 構造改革特別区域の名称 NPO等移送協働特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都世田谷区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都杉並区
- 二 構造改革特別区域の名称 杉並区福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都杉並区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都豊島区
- 二 構造改革特別区域の名称 豊島区外出支援サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都豊島区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十月十七日内閣府告示第百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都板橋区
- 二 構造改革特別区域の名称 板橋福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都板橋区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都練馬区
- 二 構造改革特別区域の名称 練馬区福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都練馬区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 町田市
- 二 構造改革特別区域の名称 町田市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 町田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小金井市
- 二 構造改革特別区域の名称 みんなに優しく、ともに支えあうまち移送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小金井市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日野市
- 二 構造改革特別区域の名称 日野市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日野市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 西東京市
- 二 構造改革特別区域の名称 みんなで支える地域福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 西東京市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十月十七日内閣府告示第百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県
- 二 構造改革特別区域の名称 神奈川県福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 神奈川県内の区域の一部（神奈川県内全域のうち大和市域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県及び横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 京浜臨海部再生特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の区域の一部（鶴見区・神奈川区臨海部の工業地域及び工業専用地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住

許可彈力化事業（五〇五）

内閣府告示第百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際物流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の区域のうち、横浜港臨港地区（横浜市金沢区八景島の全域を除く。）及び特別工業地区（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）

内閣府告示第九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 みなとの賑わい特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の区域の一部（鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区及び金沢区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一一〇八）

内閣府告示第百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茅ヶ崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 茅ヶ崎市地域情報化推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 茅ヶ崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

内閣府告示第百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年四月三十日内閣府告示第百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大和市
- 二 構造改革特別区域の名称 みんなで進める地域福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大和市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 糸魚川市
- 二 構造改革特別区域の名称 糸魚川ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 糸魚川市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上越市
- 二 構造改革特別区域の名称 上越ボランティア輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上越市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市並びに富山県中新川郡上市町及び中新川郡立山町
- 二 構造改革特別区域の名称 富山型デイサービス推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市並びに富山県中新川郡上市町及び立山町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

内閣府告示第二百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県
- 二 構造改革特別区域の名称 ふくい福祉サービス充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福井市、敦賀市、大野市、鯖江市及びあわら市並びに福井県足羽郡美山町の
全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 あわら市及び坂井市
- 二 構造改革特別区域の名称 あわら・坂井いきいき福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 あわら市の全域及び坂井市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二二六））

内閣府告示第二百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県
- 二 構造改革特別区域の名称 山梨県福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山梨県の区域の一部（山梨県の全域のうち、南巨摩郡早川町、東八代郡芦川村並びに北都留郡小菅村及び丹波山村域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

内閣府告示第二百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野市
- 二 構造改革特別区域の名称 ものづくり研究開発促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野市、須坂市、上田市、小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市及び飯田市並びに長野県埴科郡坂城町、小県郡丸子町、北佐久郡御代田町、南安曇郡豊科町、諏訪郡下諏訪町、富士見町及び原村並びに上伊那郡南箕輪村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）

内閣府告示第二百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市
- 二 構造改革特別区域の名称 上田市福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飯田市
- 二 構造改革特別区域の名称 飯田市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 飯田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊那市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊那市における福祉有償運送使用車両の拡大特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊那市の区域の一部（旧伊那市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村並びに下水内郡栄村
- 二 構造改革特別区域の名称 北信地域福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村並びに下水内郡栄村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六）（一二二六）

内閣府告示第二百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十一月十一日、内閣府告示第八百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 安曇野市
- 二 構造改革特別区域の名称 安曇野市障害者支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 安曇野市の区域の一部（旧豊科町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 安曇野市
- 二 構造改革特別区域の名称 安曇野福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 安曇野市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年四月三十日内閣府告示第百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県南佐久郡小海町
- 二 構造改革特別区域の名称 小海町福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県南佐久郡小海町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県南佐久郡川上村
- 二 構造改革特別区域の名称 川上村福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県南佐久郡川上村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県南佐久郡南牧村
- 二 構造改革特別区域の名称 南牧村福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県南佐久郡南牧村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県小県郡長和町
- 二 構造改革特別区域の名称 長和町福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県小県郡長和町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡高森町
- 二 構造改革特別区域の名称 高森町福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡高森町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月二日六日内閣府告示第九百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡天龍村
- 二 構造改革特別区域の名称 天龍村福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡天龍村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡喬木村
- 二 構造改革特別区域の名称 喬木村福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡喬木村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡豊丘村
- 二 構造改革特別区域の名称 豊丘村福祉有償運送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡豊丘村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県木曾郡大桑村
- 二 構造改革特別区域の名称 大桑村障害者地域ケア特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県木曾郡大桑村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県東筑摩郡波田町
- 二 構造改革特別区域の名称 波田町障害児（者）社会参加促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県東筑摩郡波田町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県東筑摩郡波田町
- 二 構造改革特別区域の名称 波田町福祉有償運送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県東筑摩郡波田町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下高井郡木島平村
- 二 構造改革特別区域の名称 木島平村デイサービス事業バリアフリー特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下高井郡木島平村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡信州新町
- 二 構造改革特別区域の名称 信州新町福祉輸送サービスセダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡信州新町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡飯綱町
- 二 構造改革特別区域の名称 飯綱町地域住民支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡飯綱町の区域の一部（旧三水村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南信州広域連合
- 二 構造改革特別区域の名称 南信州広域連合福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡松川町、阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、泰阜村及び大鹿村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

内閣府告示第二百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県
- 二 構造改革特別区域の名称 岐阜県福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県の区域の一部（岐阜県の全域のうち多治見市域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一三〇六（一三二六））

内閣府告示第二百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県
- 二 構造改革特別区域の名称 スイートバレー・情場形成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜市、大垣市、関市及び美濃市の全域並びに各務原市の区域の一部（旧各務原市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び外国人情報処理技術者受入れ促

進事業（五〇七）

内閣府告示第二百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県及び岐阜市
- 二 構造改革特別区域の名称 岐阜市中心商店街再生特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の区域の一部（柳ヶ瀬地区及び駅前地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二））

内閣府告示第二百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 多治見市
- 二 構造改革特別区域の名称 多治見障害児者デイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 多治見市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 多治見市
- 二 構造改革特別区域の名称 多治見福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 多治見市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月六日内閣府告示第九百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県
- 二 構造改革特別区域の名称 静岡県福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県
- 二 構造改革特別区域の名称 先端健康産業集積特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三島市及び静岡県駿東郡長泉町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県及び浜松市
- 二 構造改革特別区域の名称 光技術関連産業集積促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 浜松市の区域の一部（旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧細江町及び旧引佐町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 構造改革特別区域の名称 愛知福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年五月十二日内閣府告示第百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市及び尾張旭市並びに愛知県愛知郡長久手町

二 構造改革特別区域の名称 あいち・なごやモノづくり研究開発特区

三 構造改革特別区域の範囲 名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市及び尾張旭市並びに愛知県愛知郡長久手町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

内閣府告示第二百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、豊橋市、蒲州市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町

二 構造改革特別区域の名称 国際自動車特区

三 構造改革特別区域の範囲 豊橋市、蒲州市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名古屋市
- 二 構造改革特別区域の名称 障害者地域生活支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名古屋市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 岡崎・国際学術研究交流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岡崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 みんなの居場所「ふれあい・だんらん」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高浜市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

内閣府告示第二百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年八月七日内閣府告示第八百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県
- 二 構造改革特別区域の名称 三重県障害児者デイサービス推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市及び伊賀市並びに三重県桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、安芸郡安濃町、多気郡勢和村及び宮川村並びに度会郡玉城町、度会町、南伊勢町及び大紀町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

内閣府告示第二百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県
- 二 構造改革特別区域の名称 三重県福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三重県の区域の一部（三重県の全域のうち旧飯高町域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一三〇六（一三二六））

内閣府告示第二百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県
- 二 構造改革特別区域の名称 みえメディカルバレー創生特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 津市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年一月三十一日内閣府告示第五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 松阪市飯高町NPO福祉移送サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松阪市の区域の一部（旧飯高町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 滋賀県、大津市及び草津市
- 二 構造改革特別区域の名称 琵琶湖南部エリア大学発新産業創出特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大津市及び草津市の区域の一部（瀬田地区及び野路地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府、大阪府及び奈良県
- 二 構造改革特別区域の名称 けいはんな学研都市知的特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 関西文化学術研究都市の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

内閣府告示第二百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福知山市
- 二 構造改革特別区域の名称 福知山市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福知山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 舞鶴市
- 二 構造改革特別区域の名称 舞鶴市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 舞鶴市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 綾部市
- 二 構造改革特別区域の名称 綾部市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 綾部市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇治市
- 二 構造改革特別区域の名称 宇治市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇治市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮津市
- 二 構造改革特別区域の名称 宮津市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮津市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 亀岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 亀岡福祉有償運送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 亀岡市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京丹後市
- 二 構造改革特別区域の名称 京丹後市福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京丹後市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南丹市
- 二 構造改革特別区域の名称 南丹市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南丹市の区域の一部（旧園部町及び旧八木町）（詳細は内閣府において閲覧
に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使
用車両の拡大事業（一ニ〇六（一ニ二六））

内閣府告示第二百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 木津川市及び京都府相楽郡精華町
- 二 構造改革特別区域の名称 山城町・木津町・加茂町・精華町福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 木津川市及び京都府相楽郡精華町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府船井郡京丹波町
- 二 構造改革特別区域の名称 京丹波町福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都府船井郡京丹波町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府与謝郡与謝野町
- 二 構造改革特別区域の名称 与謝野町福祉有償運送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都府与謝郡与謝野町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府与謝郡伊根町
- 二 構造改革特別区域の名称 交通弱者のための福祉有償運送事業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都府与謝郡伊根町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 二 構造改革特別区域の名称 障害者に対する職業能力開発IT特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第二百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 二 構造改革特別区域の名称 ハイテク産業創造特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和泉市及び堺市の区域の一部（テクノステージ和泉、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住

許可彈力化事業（五〇五）

内閣府告示第二百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月八日内閣府告示第百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 二 構造改革特別区域の名称 バイオメディカル・クラスター創成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、国立大学法人大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

内閣府告示第二百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府及び豊中市
- 二 構造改革特別区域の名称 障害者の地域生活支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊中市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 入居定員を三人以上七人以下とする指定共同生活援助事業（九

三一）

内閣府告示第二百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際交易特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の区域の一部（此花区、港区、大正区及び住之江区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短

縮事業（一二〇八）

内閣府告示第二百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 吹田市
- 二 構造改革特別区域の名称 美のまち すいたIT活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 吹田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第二百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年四月三十日内閣府告示第百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 枚方市
- 二 構造改革特別区域の名称 福祉移送サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 枚方市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大東市
- 二 構造改革特別区域の名称 大東市生活核都市・先端産業都市形成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大東市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第二百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県
- 二 構造改革特別区域の名称 国際経済特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 尼崎市、西宮市及び芦屋市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町

二 構造改革特別区域の名称 先端光科学技術特区

三 構造改革特別区域の範囲 たつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部（播磨科学公園都市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及

び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県美方郡香美町
- 二 構造改革特別区域の名称 香美町障害者福祉サービステ区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県美方郡香美町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 二 構造改革特別区域の名称 エイジフリー・デイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 海南市、橋本市、有田市、御坊市及び田辺市並びに和歌山県海草郡下津町、野上町及び美里町、那賀郡打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町及び岩出町、伊都郡かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町及び花園村、有田郡湯浅町、広川町、吉備町、金屋町及び清水町、日高郡美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、龍神村、みなべ町及び印南町並びに西牟婁郡白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町及びすさみ町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 二 構造改革特別区域の名称 和歌山元気まちおこし特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山市の区域の一部（本町・城北地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二））

内閣府告示第二百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県、和歌山市及び田辺市並びに和歌山県日高郡みなべ町、西牟婁郡すさみ町及び東牟婁郡古座川町
- 二 構造改革特別区域の名称 小規模・地域密着型グループホーム整備特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山市及び田辺市並びに和歌山県日高郡みなべ町、西牟婁郡すさみ町及び東牟婁郡古座川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 入居定員を三人以上七人以下とする指定共同生活援助事業（九

内閣府告示第二百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町
- 二 構造改革特別区域の名称 鳥取県西部地域福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六）（一二二六）

内閣府告示第二百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 安来市
- 二 構造改革特別区域の名称 やすぎボランティア福祉輸送セダン車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 安来市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県簸川郡斐川町
- 二 構造改革特別区域の名称 斐川町地域情報化推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県簸川郡斐川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第二百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡西ノ島町
- 二 構造改革特別区域の名称 誰もが安心して暮らせる西ノ島町特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡西ノ島町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日
内閣府告示第百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り
消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡隠岐の島町
- 二 構造改革特別区域の名称 誰もが安心して暮らせる隠岐の島町特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡隠岐の島町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本
方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事
業（九〇六）

内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県
- 二 構造改革特別区域の名称 水島港国際物流・産業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 倉敷市の区域の一部（水島港臨港地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 特定埠頭運営効率化推進事業（一一〇三）

内閣府告示第二百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県、広島市、呉市及び東広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 広島研究開発・創業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島市、呉市及び東広島市並びに広島県安芸郡府中町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 広島市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福山市
- 二 構造改革特別区域の名称 みろくの里スローライフ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福山市の区域の一部（沼隈町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 東広島市福祉運送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東広島市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県
- 二 構造改革特別区域の名称 糖質バイオクラスター特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高松市及び香川県木田郡三木町の区域の一部（香川インテリジェントパーク、香川大学及び香川医科大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 西予市
- 二 構造改革特別区域の名称 せいよ地域デイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 西予市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知市
- 二 構造改革特別区域の名称 高知市げんき・いきいきデイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 二 構造改革特別区域の名称 北九州市福祉有償運送セダン型車両特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（ N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び大牟田市
- 二 構造改革特別区域の名称 環境創造新産業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大牟田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさきデイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大村市及び対馬市並びに長崎県南高来郡北有馬町及び南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市及び諫早市の区域の一部（旧佐世保市区域及び旧多良見町区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

内閣府告示第二百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年五月十二日内閣府告示第百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 長崎市知的障害者及び障害児デイサービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長崎市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第四百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐世保市
- 二 構造改革特別区域の名称 佐世保市・中国ウエルカム学術研究交流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐世保市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県
- 二 構造改革特別区域の名称 熊本県地域ささえ愛セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本市、八代市、人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市及び合志市並びに熊本県菊池郡大津町及び菊陽町、阿蘇郡小国町、高森町、南阿蘇村及び西原村、上益城郡御船町、嘉島町及び益城町、葦北郡芦北町、球磨郡湯前町並びに天草郡苓北町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六）（一二二六）

内閣府告示第二百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年一月三十一日内閣府告示第八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県、宇土市及び宇城市並びに熊本県下益城郡城南町、富合町及び美里町
- 二 構造改革特別区域の名称 福祉コミュニティ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇土市及び宇城市並びに熊本県下益城郡城南町、富合町及び美里町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）及びNPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二

OK (111K)

内閣府告示第二百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 玉名市
- 二 構造改革特別区域の名称 玉名市福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 玉名市の区域の一部（旧玉名市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月二十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 天草市
- 二 構造改革特別区域の名称 天草市福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 天草市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 菊池市
- 二 構造改革特別区域の名称 菊池市福祉サービス応援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 菊池市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県鹿本郡植木町
- 二 構造改革特別区域の名称 植木町福祉輸送セダン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本県鹿本郡植木町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県
- 二 構造改革特別区域の名称 O（IT）A高度情報化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大分県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第二百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県
- 二 構造改革特別区域の名称 おおいた誰もが安心して暮らせるまちづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後大野市及び由布市並びに大分県東国東郡姫島村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

内閣府告示第二百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 リゾート宮崎IT特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎市並びに宮崎県宮崎郡清武町及び佐土原町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）

内閣府告示第二百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県
- 二 構造改革特別区域の名称 かごしまいきいきIT特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿児島県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

内閣府告示第三百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県大島郡和泊町
- 二 構造改革特別区域の名称 和泊町福祉輸送特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿児島県大島郡和泊町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第三百二二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年三月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那覇港管理組合
- 二 構造改革特別区域の名称 那覇港国際物流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那覇港新港ふ頭地区9号及び10号公共国際コンテナターミナル（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。） 特定埠頭運営効率化推進事業（一一〇三）